

平成30年度

中小企業販路開拓等支援事業費補助金

募集のご案内

<お問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 地域産業課 地場産業係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8361

FAX 058-278-2656

平成30年3月

岐阜県商工労働部

平成30年度中小企業販路開拓等支援事業費補助金事業の募集について（案内）

1 事業目的

販売力の強化事業として実施する新製品・商品等の展示会・見本市の開催及び出展等に必要な経費の一部を支援することを通して、地場産業の活性化を図ること。

2 事業内容等（詳細：別表1・別表2）

(1) 補助対象事業

国内・海外の見本市等への出展及び開催事業

(2) 補助対象者

県内中小企業者、市町村、実行委員会・連携体・組合等

※連携体とは

2以上の中小企業者等で構成されるグループで以下の要件を満たすもののうち、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して知事が事業主体として適当と認めたもの。

- ①当該グループの構成員の中に必ず製造業、卸売業又は小売業に属する中小企業者が参加していること。
- ②当該グループの構成員の半数以上が県内中小企業者であること。
- ③事業の実施に係る補助金の交付の窓口となり、かつ経理を行う県内中小企業者等をあらかじめ1つ定め、当該中小企業者等が補助金に係る特別の会計を設けて補助事業であることを明確にしていること。
- ④大企業が参加する場合にあっては、当該大企業の所要資金について補助対象経費から除外されていること。

※実行委員会とは

県内中小企業者及び組合等と連携及び協力して事業を実施する実行委員会形式の運営組織。

(3) 事業の対象となる期間

交付決定日から平成31年3月31日までの期間に行われる事業

※前年度に支払った経費は補助対象外となります。

◆事前着手について

交付決定前に事業に着手すること(事前着手)は原則として認められません。

ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りではありません(要綱第6条)。この場合、交付申請書に事前着手理由書を添付する必要があります。

なお、審査の結果、事業が補助事業として採択されても、事前着手に必要な経費が補助対象経費として認められない場合があります。

(4)補助額について

補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表1及び別表2のとおり。
以下に該当する場合は、補助額を1/2に減額します。

- ・ 県内中小企業者
平成28年度以降、同一の海外見本市等への出展に係る6回目以降の補助
- ・ 市町村、実行委員会・連携体・組合等
平成28年度以降、同一の国内・海外見本市等への出展に係る11回目以降の補助

※開催事業は減額の対象になりません。

※1つの申請で複数の見本市等に出展する場合は、全て同一の見本市等である場合に限り減額します。

(5)補助事業の採択について

補助金の採択先に関する評価を行う場として、「中小企業販路開拓等支援事業費補助金評価会議」を設置します。

平成30年度募集分からは、県が必要に応じて会議を招集し、評価員である専門家の意見を踏まえて採択先を決定するため、評価会議の結果によっては、予算の範囲内（予算額42,000千円）であっても採択されないことがあります。

※海外の見本市等の出展、開催事業を優先的に採択します。

3 申請の手続き

(1)提出書類等

申請書類 (各1部)	確認欄
1. 補助金交付申請書	
2. 補助事業実施計画書	
3. 補助事業に係る目標設定書	
4. 経費及び資金計画	
5. (事前着手が必要な場合) 事前着手理由書	
6. (実施事業者が連携体の場合) 連携体の構成員一覧表	

添付書類 <カッコ内は連携体の場合>	確認欄
○<実施主体となる中小企業者等の> 申請者の定款(規約)、登記簿謄本(発行の日から3カ月以内のもの)、決算書(直近2期分)	
○<実施主体となる中小企業者等の>納税証明書 以下の発行機関における「未納に係る税が無いことを証する書類」 ※納税証明書は申請時に取得可能な最新のものを添付のこと <※連携体として税務署に登録がある場合は連携体のもの> ※実行委員会及び間接補助事業者の場合は必要なし	
①県税事務所(②③において徴収する県税以外のもの)	
②市町村役場(個人県民税を含むものに限る)※個人事業者の申請に限る	
③税務署(地方消費税を含むものに限る)	
※その他必要な添付書類の詳細については、補助金交付申請書別紙4「申請時チェックリスト」を確認してください。	

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）

(3) 提出（受付）期間

- ◆ 県内中小企業者、構成員が複数の市町村にまたがる実行委員会、連携体、組合等
平成30年3月29日（木）～平成30年4月23日（月）17時15分 書類必着
- ◆ 市町村
平成30年3月29日（木）～平成30年4月27日（金）17時15分 書類必着

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けませんのでご了承ください。

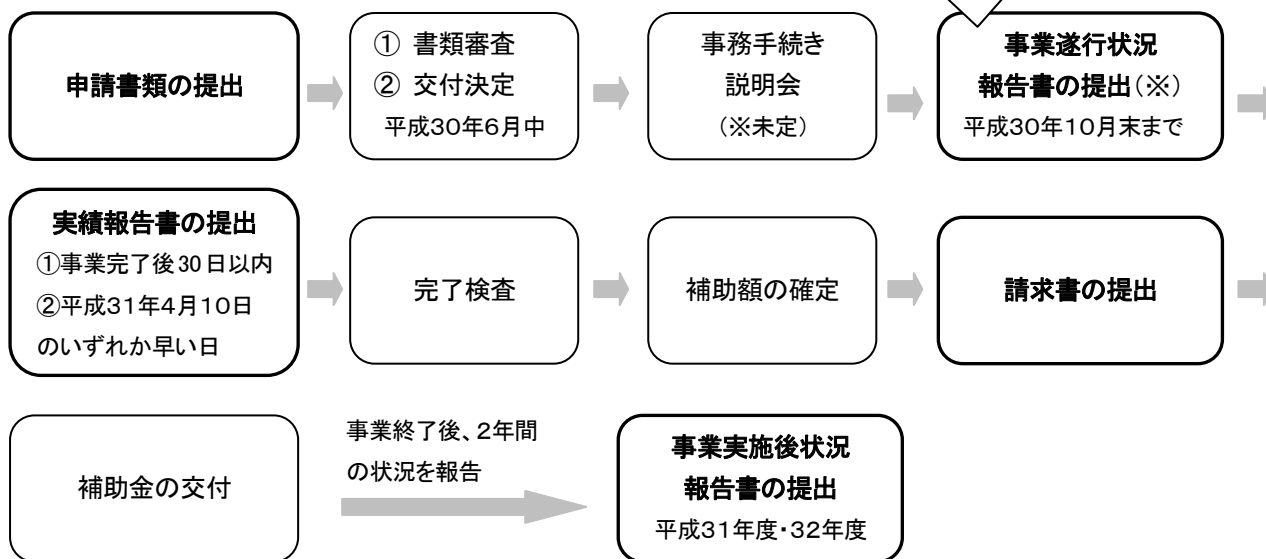
(4) 提出先

岐阜県商工労働部地域産業課 地場産業係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8361

※補助事業が、9月末までに終了する場合は、実績報告書を提出してください。
(事業遂行状況報告書は不要です)

4 事業のスケジュール（参考）

※太字の項目が、申請者が行う手続きです。



5 その他

- (1) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- (2) 事業終了後2年間、販路開拓状況について毎年報告する必要があります。

- ◆ 本事業についての案内は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。
※ 「補助金交付要綱」、「申請様式」等は同サイトからダウンロードできます。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/c11355/hannro30.html>
- ◆ ウェブ検索キーワード … 岐阜県 中小企業販路開拓

別表1（第3条、第9条、第21条関係）

補助対象事業	補助事業者	間接補助事業者	補助対象経費	補助率	補助対象経費の下限	補助限度額 (1事業あたり)	備考
国内・海外の見本市等の出展、開催事業	県内中小企業者		海外見本市等への出展、開催に要する経費	補助対象経費の1/2以内	下限600千円	【海外】 <販売なし> 上限1,000千円 下限 300千円	出展事業の場合は、平成28年度以降、同一の海外見本市等（1つの申請で複数の海外見本市等に出展する場合は、全て同一の海外見本市等である場合に限る）への出展に係る6回目以降の補助については、その補助額は左記により算出した補助額の1/2とする。
	市町村	実行委員会、連携体、組合等	国内・海外見本市等への出展、開催に要する経費 ※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外	市町村補助額の1/2以内かつ補助対象経費の1/3以内	下限3,000千円	【海外】 <販売なし> 上限2,500千円 下限1,000千円 【国内】 <販売なし> 出展： 上限1,500千円 下限1,000千円 開催： 上限2,000千円 下限1,000千円 <販売あり> 出展・開催： 上限・下限 1,000千円	出展事業の場合は、平成28年度以降、同一の国内・海外見本市等（1つの申請で複数の国内・海外見本市等に出展する場合は、全て同一の国内・海外見本市等である場合に限る）への出展に係る11回目以降の補助については、その補助額は左記により算出した補助額の1/2とする。
	実行委員会、連携体、組合等（これらの構成員が複数の市町村の区域にまたがるものに限る。）			市町村が補助又は負担する額以内かつ補助対象経費の1/3以内			

(注)

- 1 交付額（交付決定額を含む。）は、補助限度額の下限を下回る場合がある。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これは切り捨てるものとする。

別表2（第3条関係）

補助対象事業	経費区分	補助対象経費	
		項目	内訳
国内・海外の見本市等の出展、 開催事業	見本市等の出展に要する経費	旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費 ※ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外
		事務費	出展料、会場整備費、通信運搬費、通訳料、翻訳料 ※一部を委託する経費は対象とする
		その他	その他知事が特別に必要と認める経費
	見本市等の開催に要する経費	謝金	委員謝金、専門家謝金
		旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費 ※ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外
		事務費	会場借料、会場整備費、広告宣伝費、印刷製本費、 通信運搬費、通訳料、翻訳料、資料購入費 消耗品費、雑役務費（アルバイト代等）、保険料
		委託費	見本市等開催事業の一部を委託する経費
		その他	その他知事が特別に必要と認める経費

（注）

- 1 人件費、食糧費（会議における飲食費等）、振り込み手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税等は補助対象外となります。
- 2 海外で課税される付加価値税（VAT）等も補助対象外となります。